

対象		必要書類等
所得 に關 する もの	申告者全員	<p>個人番号（マイナンバー）に係る本人確認書類（書類例は下記参照）</p> <p>所得税等の還付が生じる場合は、振込先預貯金口座が分かるもの（通帳など）</p> <p>※ 口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。</p> <p>前年の確定申告書または住民税の申告書をお持ちの場合は、申告書等の控え</p> <p>税務署から申告書やお知らせ通知書等が郵送されてきている場合は、その申告書やお知らせ通知書</p>
	給与・年金所得	源泉徴収票（原本）
	事業（営業・農業）所得・不動産所得	収支内訳書、収入・経費が分かる書類、帳簿など ※ 「収支内訳書」は、申告者ご本人が事前に作成してください。
	雑所得・一時所得	支払調書、収入・経費が分かる書類など
控除 に關 する もの	配当所得	配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など
	医療費控除	<p>医療費の明細書（※1）、医療費通知（※2）、補てん金が分かるもの（※3）、おむつ使用証明書など</p> <p>※1 「医療費の明細書」は、申告者ご本人が事前に作成してください。また、医療費を受けた人別に「病院・薬局等」ごとにまとめてご記入ください。</p> <p>※2 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、被保険者が支払った医療費の額などの必要事項が記載されたものです。</p> <p>※3 補てんされる金額は、生命保険契約などの医療保険金、入院給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などです。</p> <p>※4 医療費の領収書は自宅で5年間保管が必要です。</p>
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）	<p>セルフメディケーション税制の明細書（※1）、適用を受ける年分において一定の取組（※2）を行ったことを明らかにする書類など</p> <p>※1 「セルフメディケーション税制の明細書」は、申告者ご本人が事前に作成してください。また、医療費を受けた人別に「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめてご記入ください。</p> <p>※2 一定の取組とは、①健康診査（人間ドックなど）、②予防接種、③定期健康診断、④特定健康診査（メタボ健診）、⑤がん検診などを受けていることです。</p> <p>※3 対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類は、自宅で5年間保管が必要です。</p>
	社会保険料控除	<p>国民年金の保険料および国民年金基金の掛金の場合は、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または領収書など</p> <p>上記以外の保険料（社会保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料など）の場合は、領収書など</p> <p>※1 給与から差し引かれた金額は、「給与所得の源泉徴収票」に記載されていますので、その源泉徴収票をご持参ください。</p> <p>※2 公的年金から差し引かれた金額（特別徴収分）は、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていますので、その源泉徴収票をご持参ください。</p> <p>※3 扶養している配偶者や親族の年金から特別徴収された社会保険料については、その保険料を支払ったのは年金受給者自身となるため、その年金受給者が社会保険料として控除の適用を受けることができます。</p> <p>※4 口座振替による納付分は、口座名義の方が控除の適用を受けることができます。</p>
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書
	生命保険料控除	支払額などの証明書
	地震保険料控除	支払額などの証明書
	寄附金控除（所得税）、寄附金税額控除	<p>寄附した団体などから交付された寄附金の受領証</p> <p>所得税の税額控除対象寄附金の場合は、対象寄附金であること等の証明書</p>
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	勤労学生控除	各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書
	配偶者（特別）控除	配偶者・扶養親族に所得があった場合は、その所得金額を証明できる源泉徴収票などの書類
	扶養控除	※ 国外居住親族の適用を受ける場合は、税務署で申告してください。
所得 に關 する もの	特定親族特別控除	<p>特定親族（※）の所得金額を証明できる源泉徴収票などの書類</p> <p>※ 生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が扶養親族の範囲を超える者</p>
	住宅借入金等特別控除（所得税）	<p>2年目以後の場合は、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（金融機関等から送付）」、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の計算明細書」</p> <p>※1 新規または連帯債務の場合は、税務署で申告してください。</p> <p>※2 「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の計算明細書」については、税務署から送付される「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」および「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」を持参してください。</p>

個人番号（マイナンバー）に係る本人確認書類例

本人が申告する場合（番号確認書類および身元確認書類）

番号確認（いずれか1つ）	身元確認（いずれか1つ）
①個人番号カード（マイナンバーカード）	①個人番号カード（マイナンバーカード）
②通知カード（※）	②運転免許証
③マイナンバーが記載された住民票の写し	③健康保険の資格確認書
※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。	④パスポート ⑤在留カード ⑥身体障害者手帳 など